

一般社団法人日本内視鏡外科学会

特別会員、名誉会員及び国際名誉会員に関する規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という）定款第5条の規定に基づき、この法人の特別会員、名誉会員及び国際名誉会員（以下「特別会員等」と総称する）の選出について定めることを目的とする。

第2条（特別会員等の被推薦資格）

特別会員等が、次条以降の定めにより推薦される資格は以下の通りとする。

(1) 特別会員

この法人（法人成立前の任意団体も含む。以下、本条において同じ）の評議員を通算して10年以上務め、かつ、この法人の委員会委員等学会の活動に尽力した、66歳以上の者とする。

(2) 名誉会員

以下のいずれかに該当する66歳以上の者とする。

①この法人の会長を務めた者

②この法人の理事、監事を6年以上務め、この法人に尽力した者

(3) 国際名誉会員

以下のいずれかに該当する外国人とする。

①内視鏡外科学に対し特に功労のあった者

②内視鏡外科学に対し学術上の功績が顕著な者

第3条（特別会員等の就任）

特別会員等への就任は、以下の手続に則って行われるものとする。

(1) 評議員は、特別会員等にふさわしい者を提案することができる。

(2) 評議員から前号の提案があった場合、あるいは第2条の資格を満たす候補者がいる場合は、特別会員及び名誉会員の場合は総務委員会、国際名誉会員の場合は国際委員会において審議を行い、特別会員等として適格である判断したときには、理事会にその旨の答申を行う。

(3) 前号の答申を受け、理事会及び社員総会にて特別会員等の議決に基づき推薦を行う。

(4) 前号の議決により推薦され、その承諾のあった者が、特別会員等に就任する。

第4条（特別会員等の恩典等）

1 特別会員等は、この法人の会費を支払うことを要しない。

2 特別会員等は、この法人の学術大会・研修会への参加及び刊行物を無料とする。

3 特別会員等は、この法人の社員総会に出席して意見を述べるができる。但し、議決権を有しない。

4 特別会員等は、この法人の評議員、役員及び委員になることはできない。

第5条（補則）

この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

変更履歴

平成27年4月7日